

岩手県告示第 490 号

県勢功労者顕彰規則（昭和 55 年岩手県規則第 8 号）第 2 条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の規範となるものを、平成 19 年 5 月 28 日次のとおり顕彰した。

平成 19 年 6 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏 名	住 所	功 勞
小野寺 龍巳	岩手県一関市花泉町花泉字袋 6 番地 2	商工会組織の拡充強化に努め本県商工業の振興に尽力するとともに、商工業の諸施策の推進に貢献された。
小澤 信吾	岩手県奥州市江刺区藤里字梁 場 49 番地	農業災害補償制度の普及発展に努め本県農業の振興に尽力するとともに、農業の諸施策の推進に貢献された。